

熊本市住宅審議会 「暮らし」支援部会 議事録

日時： 平成 26 年 7 月 25 日(金)15：00～17：00	
場所： 熊本市役所 11 階会議室	
出席者： 西委員(部会長)、平塚委員、金澤委員、日隈委員、竹原委員	
次第： 1 開会	
2 報告	
①住生活基本計画骨子の報告	
②今年度の策定スケジュール	
3 議事①	
住生活基本計画（素案について）	
4 議事②	
高齢者居住安定確保計画の見直し方針について	
5 その他	
6 閉会	
質疑：	
住生活基本計画（素案）について	
委員	基本計画の計画期間は、来年から 10 年間であるが、施策の民間住宅ストックの内容に関して、国の補助事業がいつまで続くのか把握しているのか。
事務局	国の事業は、いつまで続くかはわからない。来年度同じ事業があるか分からない。
委員	具体的な取り組みの「補助事業を活用した」という文言が将来的にわたって適応するのか、表現の仕方が気になる。
事務局	表現の仕方を検討する。
委員	「補助事業があった場合活用する」というイメージで良いのか。セーフティネットは国交省の命題となっているので、勘違いされないか気になる。補助事業がずっと継続すると勘違いされるかもしれないので、直した方が良い。
部会長	の具体的な取り組みの「貸付支援や給付」に関して、何年間続く支援事業なのか等、不明確な事項についての書きぶりはこれでいいのか。
事務局	事業については、時限的なものもあるので、10 年間の計画ということで、各課に再度確認していく。
部会長	書き方によっては、どこまで大丈夫かが気になる。
委員	「障がい者の社会交流の促進」はどのようなイメージか。イベントなどを行うイメージなのか。
事務局	啓発活動等のイベント等の交流促進事業をイメージしている。書き方としては、個別の事業名は出していない。
委員	イベントには、自然等が関わるものなのか。
事務局	内容に関しては担当課に再度確認する。

委員	<p>目標として、暮らし支援部会の立場で考えた場合、10年後までに準備しなくてはいけないことは、目標①に記載しているような、高齢者が増えていくことへの対策ではなく、「今元気な方々が変わっていく、現職の方が変わっていく、今できている方々が出来なくなる」という変化に対応するという考えだと感じる。今、住んでいる家に関して、住んでいる人が変容しニーズが変わっていく。ニーズに合わせて、住み替えをするというよりは、ニーズに合わせて今住んでいる家を少しずつ変えていくという考えが暮らし部会ではないのか。建物を新設するのではなく、今住んでいる家への支援を行っていく「民間住宅市場の活用による住宅セーフティネットの確保」という表現も今の住んでいる建物から住み替えるというように解釈できる。今住んでいる家で生活する人々の暮らしを支援するということが本部会の基本ではないのか。そのようなときに相談にのる施策が必要。施策4-2の具体的な取り組みの「各種相談窓口と連携した情報提供」などが柱になってくるのではないかな。</p> <p>住み替えだけでなく、今住んでいる家で生活を続けていく知恵等を提供することが必要なのではないかな。どうしても今の家で生活できなくなった時に、ニーズに合わせて住み替え支援を行うということが良いのではないかな。単に「住み替え」だけが良いというわけではない。</p>
委員	<p>長く住んだ自宅を離れたくないというのが希望（ニーズ）だと思う。多様なニーズは、そのような方々を含めた上で、自宅で生活できなくなった方へは、施設等で見守りが活用できる（選択肢がある）ことだと思う。長く住み続けた住宅（自宅）への価値を第一に考えて、一方では、施設等の選択肢も多様に確保しているという意味で考えたい。</p>
事務局	<p>高齢者居住安定確保計画にもつながっていく。住み続けるための支援は重要だと考える。</p>
委員	<p>支援としては、何かしなくてはいけない。行政は、目に見えるものを作らなくてはいけないという、枠にとらわれがち。お金を使わずにできる支援もある。</p>
事務局	<p>アンケートでは、85%の人々が今住んでいる家に住み続けたいという意向を持っている。しかし、別のアンケートでは、85歳以上の方の回答として、今住んでいる家に住み続けたいという人が減っている。今住んでいる家に住み続けるためにはどうするのかに対して、委員の先生方からご指摘があった「住み続ける」という考えが弱い気がする。</p> <p>持ち家に対する支援などは、住宅部会にも書いているが、安心な“暮らし”の実現の目標内にも記載すればよいと思う。</p> <p>緊急通報システム等についても併せて記載しておけば、ハード的な支援も含めて伝えることができるのではないかな。</p>
委員	<p>「市営住宅への入居優遇措置の追加」に関しては、実施するという事になっているのか。</p>
事務局	<p>入居優遇措置の対応は、すでに実施している。市営住宅の募集を行っているが10倍の倍率。一般の人は抽選番号を1枚しかもらえないが、優遇措置対象の方は抽選番号を2枚貰うことができる。（現）住宅マスタープランからの継続として行っているので今後整理が必要となる。</p>
委員	<p>今やっていることプラスアルファでやっていくことも出てくるのではないかな。</p>
事務局	<p>「状況に応じて」の意味としては、国等の方向性によっても変わってくるということ。</p>

部会長	取り組みが多い物があれば、少ない物があるが、内容はこれでよいのか。
事務局	関係各課と相談し分かりやすく表現する。
委員	国の方針等にも応じた等の書き方も必要ではないか。
委員	市営住宅の「入居基準の適正化や優遇措置の追加」の下に何の基準なのか等に関して書いてはどうか。セーフティーネットの確保ということが明確になっているので、具体的な取り組みを考え直した方が良い。 指標のなかでは、セーフティーネットを確保したから、どうなったかということが出てくるのか。成果指標はどのようにつながっているのか
事務局	事業に対して、1対1で成果指標が繋がっているわけではない。
委員	施策の評価に関して、いろいろな指標で生活を支えているので1対1では難しいかもしれないが、条件をつなげることが必要なのではないか。
部会長	包括してとらえるしかないという考えか。
事務局	今の考え方はそのようになっている。
部会長	成果指標は実現可能性を踏まえなければいけないので、挙げている施策を実施することで指標を達成する希望はあるということか。
事務局	市総合計画と整合を図る中で、この基本計画でも指標達成に寄与する施策を挙げている。 この中で、民間住宅に困っている方を拒まないという住宅セーフティネットの指標を挙げた。また、市営住宅は、成果指標を特に定めていない。適正な広さ・適正な家賃収入などの考えはあるが、入居機会を増やしたからと言って何名の方が当選されたかという結果を出すことは難しい。成果としてどう見るかは厳しいところがある。大きな計画としては、民間住宅と市営住宅を活用して住宅の確保を行っていくということである。
委員	要援護者の方々が市営住宅入居に関して当選しやすくするということか。
事務局	当選しやすくするというだけでなく、当選の確率を上げるということ。高齢者を入居させるために、低収入者を入居させなくて良いということではないが、高齢者の方が民間業者から断られやすいので高齢者の当選確率を高くしようという考え。他の方には、10倍の当選倍率が要援護者の方は5倍の倍率になるということ。
委員	「収入が多くない方は、要援護者より確立を下げても良い」とも言えない。
委員	団地であれば障がい者用の住宅はあるがそのような所には入れないのか。
事務局	団地の1階を高齢者用住宅としているところはある。そのような所に入居して頂ければ、入居の確率は上がる。最近の住宅に関しては、3階以上の建物ではエレベーターが付いているので関係なくなる。
委員	具体的な取り組みに入居適正化の調査・研究の実施とあるが、現在実施しているのか。
事務局	実施していかなければと思っているができていない。
委員	施策方針1-2の具体的な取り組み⑤の「入居継承の厳格化」は重要な事であるが、住宅から早く退去させて、要配慮者を入居させるということだと思うが、全体の流れから見ると違和感がある。
委員	家賃滞納にもいろいろな状況がある。契約解除は重要だがここに記載することは良いのか判断がつかない。滞納者には生活に困窮されている人もいる。全体の趣旨から考えると「解約」ということはどうなのか。

事務局	トータルでみるとそうであるが、住宅政策から考えると市営住宅や民間住宅に入居するためにはルールがある。滞納の理由はあると思うが、そこは、福祉などの視点で支援して住み続けることができるようにする事を考えていく必要がある（働きたくても働けないという方々の滞納に対する支援）。お金が無くなる前に相談をして生活保護を受けることや、職が見つかるまでの家賃補助なども実施しているところもある。
委員	今の書き方だと、ただ単に「契約解除する」ということに見えてしまう。
事務局	ここに書いてあるのは、契約解除をして退去させるということではない。訪問徴収・納付指導を実施して納付率を上げるということである。 「入居継承の厳格化」は別の意味を表している。名義人が亡くなった場合、第3親等までしか継承できないことになっており、友達等に引き継ぐことができないということである。滞納者がいれば、家賃減免なども行っているし、滞納分の分割払いの紹介等も行っている。解約という話ではない。
部会長	見る人の立場で受け取り方が違う。生活相談的な事も受けるということをうたうのであればきちんと書いた方が良いのではないかな。
委員	相談支援事業所にも、相談が多い。委託相談支援事業所等に「気軽に相談できる」ということを書いた方が良い。
部会長	具体的な取り組みが記載されたものが計画書になるのか。
事務局	このような形で記載される。
事務局	他の部会でも並行して進めているが、表現方法や掲載の順番などに対する意見が出て来ている。個別の事業を出すのか等、表現の仕方は今後修正していく。
高齢者居住安定確保計画の見直し方針について	
委員	老人ホームの検査に関して、制度的にあったもので、これまでやってきたものなのか。
事務局	年間に20～30件の検査を行っている。苦情のあったところを含んで、定期的に立ち入り検査を行っている。市内に100件程あるので、順次立ち入り検査を行っている。
委員	毎年、新設される数はどれくらいあるのか。
事務局	10～15件程新設されている。
委員	指導ではなく、検査ということか。
事務局	検査である。
部会長	立地に関して、サービス付き高齢者住宅のように誘導していくのか。
事務局	立地に関しては、市からの誘導は行っていない。設備に関しては、高齢介護福祉課が確認をしている。
部会長	サービス付き高齢者住宅の立地に関しては誘導したのか。
事務局	市場原理の中で、生活利便性が高い所に集まってきている。
部会長	都市マスには誘導すると書いてあると思うが良いのか。
事務局	都市マスの中でも拠点施設や商業地などの立地適正化計画があり、居住促進エリアにどのように誘導していくということを進めていく。今まで、市場原理に沿ってこのような立地になっているが、今後、考えていく必要はある。
委員	有料老人ホームを見ると、民間事業者なので立地など制限ができないとすると、周囲の自然をとると田舎にあった方が良いという考える人もいるのではないかな。
事務局	県は過疎地や中山間地域への補助を出している。

委員	誘導の取り組みは、特定施設の立地のことか。今後、立地に関しても場合によっては指導するということか。
事務局	有料老人ホームもサービス付き高齢者住宅も民間事業者が行っている。入居率が上がらないと稼働しないため、県レベルで考えると、過疎地域に誘導することはあるが、無理して誘導しなくても利便性の高いところに立地するのではないかと想定している。
委員	コンパクトシティの中で生活拠点15ヵ所の中にサービス付き高齢者住宅が入っているから、特に問題ないという表現だろう。供給がないところに建っても意味がないので、生活の場に立つのが当たり前。住みやすいところに住みたいというので当然のことだ。
部会長	入居率に差があるということだが、分析などは行っているのか。
事務局	現状把握や分析に関しては、今後行っていく予定である。
委員	地域包括ケアシステムの中に介護福祉や看護師を職員として採用して、サービスの質や安心・安全を向上させていくことが必要だと考える。安心・安定して生活することを考えると、事業としての営みについても10年先を見越して市はとらえた方が良い。病床数を増やすことはないので、このような居住空間で高齢者が生活していく。徳郎に医療の質をあげるために看護師等が入っていくケースが多くある。質の担保の方向性がうたえるといい。
委員	現状、国の方で最低限のスタッフを確保するということは決めているのか。サービス付き高齢者住宅でヘルパーが常駐するという事などではなく、さらに専門性をあげるという考えか。
事務局	登録基準を強化するということか。
委員	出来る事業者と出来ない事業者がいるので、市として専門家を増やすという方向に進めるとよいのではないか。そのような取り組みが推進できればという考えである。
委員	ハード面は規制を作っているが、ソフト的な規制はない。昼は専門スタッフが常駐しなければいけないが、夜は連絡がつけば良いということになっている。
委員	今後、高齢者向け住宅からの救急医療搬送が増えると考え。施設環境よりも職員を支援していく仕組みがあればよい。暮らしを支援するという意味でソフト的な居住空間のビジョンがあれば良いと思う。
部会長	立ち入り検査チェックや定期報告を求めることは、大事だと思う。他では、供給者への支援も行っていることを考えるとスタッフを支える支援があってもよい。
事務局	サービス付き高齢者住宅に関しては、法律の中で規制があるが、独自の登録基準等については県の高齢者確保計画の中で位置づけていくので、見直しがあれば反映させる。
部会長	「～地域で取り組むための環境づくりが求められる」の中に、町内会・自治会というような文言が出て来ていない。各町内会・自治会によって差が出て来ている。
事務局	協議会のなかで居住のミスマッチに対して、空き家活用に取り組む中で、地域の自治会が協力して自分たちの町をこのようにしたいとビジョンをもとに成功しているところがある。ビジョンがあるところないところがあるので意識啓発が必要だと考えている。
委員	地域の中での活動団体として、自治会組織と各種団体があり大きくまとめる自治協議会がある。社会福祉協議会がもとになっている組織であるが障がい者や医療の関わりが薄くなっているなかで、「高齢者を支える重層的な体制づくり」のイメージがわからない。
部会長	「重層的な体制」と聞いても具体的なイメージがわかかなかった。

委員	高齢者を支える体制は地区や自治会が担うと思うが、若い世代の人で自治会に入りたくないという人もいる。地区によっては、消防団がない所など地域差も出てきている。高齢者を支える前にピンポイントでしか出てこない人がどう関係してくるのか。同じ校区であっても、どのような人が住んでいるかもわからない状況の中で重層的な体制づくり等のイメージがわからない。
委員	現在、住んでいるところでは地域との関わりがあまりない。事務所を置いている地域とも、お祭りの参加くりであまりつながりがない。
部会長	価値観の違いや、関係性が希薄になってきている中で、高齢者を支えていくということに関して、どういうことが出来るのかを今後10年考えていかなくてはいけない。
委員	地域包括ケアシステムを実現するためには、住む人たちと役を担っている人たちがどう考えていくかが必要。市民1人1人に徹底することはできない。せめて、役を担っている人、業務を担っている方々が今日協議した事を理解し、相談者のニーズに合った窓口を紹介すれば地域包括ケアシステムが成り立つのではないか。それが、到達点ではないかと考える。一定の理解を持っている人が、どれだけ支援できるかということが達成できる可能性ではないか。
部会長	全体的に盛り込みすぎている気もする。

以上